

令和 5 年度

玄倉治山運搬路改良工事

特 記 仕 様 書

第1条 適用

この特記仕様書は、森林整備保全事業標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）、治山工事共通特記仕様書（以下「共通特記仕様書」という。）を補足する事項を示すものであり、標準仕様書及び共通特記仕様書に優先する。本工事の施工にあたっては、「森林整備保全事業工事標準仕様書」及び「治山工事共通特記仕様書」に基づき実施しなければならない。

第2条 保険の付保及び事故の補償に関する付則

1. 標準仕様書 1-1-1-47 の5項に記載の建設業退職金共済制度のほか、林業退職金共済制度も含まれるものとする。
- なお、受注者が中小企業退職金制度に加入しており、被共済者が業務に従事する場合においては、発注者用掛金収納書に代えて、中小企業退職金共済事業本部が発行する加入証明書を発注者に提出するものとする。
2. 標準仕様書 1-1-1-47 「保険の付保及び事故の補償」第5項については、以下のとおり読み替えることとする。

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1カ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。

また、受注者は、建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

第3条 法定外の労災保険の付保

受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）に付さなければならない。なお、法定外の労災保険に係る保険料等の費用は、現場管理費率の中に計上されている。

第4条 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

治山工事共通特記仕様書第15条に記載のある各種資材について下表のとおりとする。

資 材 名	規 格	調達地域等
該当なし		

第5条 三者会議

本工事では、森林土木工事の施工段階における三者会議実施要領に基づいた三者会議の実施を予定していないが、三者会議の実施が必要と判断する受注者は、発注者と協議するものとする。

第6条 現場環境の整備（快適トイレ）

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、治山事業共通特記仕様書第14条1項に記載の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

ここに記載の【快適トイレに求める機能】（1）～（6）及び【付属品として備えるもの】（7）～（11）の費用については、従来品相当（10,000円/月）を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事等トイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

第7条 現場環境改善の実施内容について

共通特記仕様書第13条第1項について、安全関係として「工事標識」、地域連携として「完成予想図」の2項目について確実に実施し任意の取り組み3項目を含め5項目を履行するものとする。実施が確認されない場合、当初計上してある現場環境改善費率の適用について変更設計で減ずるものとする。

第8条 週休2日の取組（受注者希望方式）

本工事は、週休2日を促進するため、現場閉所による週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事（受注者希望方式）であり、その実施に当たっては次によるものとする。

- （1） 受注者は、週休2日に取り組む希望がある場合、工事着手前に監督職員と協議し、速やかに協議報告書を取り交わすとともに、施工計画書にその旨を反映させるものとする。
- （2） 週休2日の取組における考え方は、次のとおりである。
 - ア 週休2日とは、対象期間内において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
 - イ 対象期間とは、工事着手から工事完成までの期間をいう。なお、対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - ウ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
 - エ 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
 - オ 工事着手とは、森林整備保全事業工事標準仕様書（平成29年3月30日付け28林整計第380号林野庁長官通知。以下「標準仕様書」という。）第1編第1章第1節1－1－1－2（14）に規定する「工事着手」をいう。

カ 工事完成とは、標準仕様書第1編第1章第1節1-1-1-2(16)に規定する「工事完成」をいう。

- (3) 本工事では、表1に揚げる現場閉所率に応じた補正係数（以下「週休2日補正係数」という。）のうち、4週8休以上の達成を前提とした補正係数を、当初から労務単価、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じて積算している。

市場単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表2に揚げる当該名称・区分の週休2日補正係数を乗じている。

現場閉所の達成状況を確認後、当該達成状況が4週8休以上でない場合は、これに応じて週休2日補正係数を用いて各経費を補正し、請負代金額を変更する。

ただし、現場閉所の達成状況が4週6休以上でない場合又は工事着手前に週休2日の取組について協議しなかった場合（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む。）は、週休2日補正係数を乗じずに請負代金額を変更する。

表1

達成状況 (現場閉所率)	4週8休以上 (28.5% (8日/28日) 以上)	4週7休以上 4週8休未満 (25% (7日/28日) 以上 28.5%未満)	4週6休以上 4週7休未満 (21.4% (6日/28日) 以上 25%未満)
労務単価	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

※ 見積りによる単価等のうち労務単価、機械経費（賃料）が明らかとなっていないものは、補正の対象とはしない。

表2

名 称	区分	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
鉄筋工（太鉄筋を含む）		1.05	1.03	1.01
鉄筋工（ガス圧接）		1.04	1.02	1.01
防護柵設置工 （ガードレール）	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工 （横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.03	1.01
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工（落石防止柵）		1.02	1.01	1.00
防護柵設置工（落石防止網）		1.03	1.02	1.01
防護柵設置工 （ガードパイプ）	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去・移設	1.04	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
法面工		1.02	1.01	1.00
吹付砕工		1.03	1.02	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00

鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1. 03	1. 02	1. 01
--------------------	--	-------	-------	-------

- (4) 週休 2 日の取組状況を確認するため、受注者は、対象期間内に係る毎月分の休日取得計画（実績）書を作成し、休日取得計画書（様式 1）にあつては当該作業計画月の前月末（初回月分は工事着手日前）までに、休日取得実績書（様式 2）にあつては当該作業実施月の翌月初め（最終月分は工事完成后）速やかに監督職員へ提出する。
- (5) 森林土木工事における週休 2 日の取組について周知を図るため、受注者は、工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、「週休 2 日促進試行工事」である旨を標示板に掲示する。
- (6) 週休 2 日の取組状況について、他の模範となるような働き方改革に係る取組や現場閉所の達成状況に応じ、林野庁工事成績評定要領（平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定において、プラス評価を行う。なお、現場閉所が 4 週 8 休に満たない場合にマイナス評価は行わない。
- (7) 受注者は、発注者が今後の工事発注の参考とするために「週休 2 日を促進する試行工事」実施アンケート（様式 3）について記入し、工事完成通知後 14 日以内に発注者へ提出するよう協力するものとする。
- (8) 工事完成后、4 週 6 休以上の現場閉所を達成したことを確認した場合、発注者は「森林土木工事における週休 2 日の取組実績証明書（様式 4）」を発行する。

第 9 条 施工計画書の作成

受注者は、技術提案書を施工計画書に添付するものとする。

第 10 条 情報共有システムの取り組みについて

本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。

第 11 条 遠隔臨場の取組みについての評価について

本条の取組みの実施に対し、情報通信技術（ICT）への取組みにより「受発注者間のコミュニケーションの円滑化」「受発注者の事務負担の軽減」が図られるため、林野庁工事成績評定要領（平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定において、プラス評価を行う。

第 12 条 森林土木木製構造物暫定施工歩掛の使用について

森林整備保全事業標準仕様書 1-1-1-13「調査・試験に対する協力」において、同仕様書の各項に記載のある調査のほか、発注者の指示又は受注者の協議により森林土木木製構造物暫定施工歩掛を採用、施工した場合は、必ず歩掛等の検証のうえデータを記録し、発注者（監督職員経由）へ提出すること。

第 13 条 ウィークリースタンス等の推進

本工事は、受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、下記の事項について工事着手前に受発注者間で共有し、工事を進めていくこととする。

1. 打ち合わせ時間の配慮
打ち合わせは、勤務時間内におこなう。
2. 資料作成依頼の配慮
資料作成依頼は、休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないよう十分に配慮する。
3. ワンデーレスポンスの再徹底
問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

第 15 条 建設発生土の搬出先

本工事による建設発生土の搬出は計画していない。

○ 休日取得(計画・実績)書

工事件名: ○○工事

作成例

様式 1

令和〇年 〇月				備考																																	
				1 木	2 金	3 土	4 日	5 月	6 火	7 水	8 木	9 金	10 土	11 日	12 月	13 火	14 水	15 木	16 金	17 土	18 日	19 月	20 火	21 水	22 木	23 金	24 土	25 日	26 月	27 火	28 水	29 木	30 金	31 土			
工程	現場事務所の設置、資材の搬入	計画																																			
		実績																																			
	仮設工	計画																																			
		実績																																			
	土工	計画																																			
		実績																																			
	法面工	計画																																			
		実績																																			
			計画																																		
			実績																																		
		計画																																			
		実績																																			
</																																					

※休日数割合とは、休日を休日と作業日の和で除した割合をいう。

凡例:○:休日、●:振替休日、作:作業日、振作:振替作業日

凡例：○：休日、●：振替休日、作：作業日、振作：振替作業日

「週休2 日を促進する試行工事」実施アンケート

1 試行工事の概要について

(1) 工 事 名 :

(2) 工事期間 :

2 貴社の就労環境について

(1) 現在の労働時間、休日の制度を教えてください。

- | | | |
|----------|---|---------|
| ①完全週休2日制 | } | → (2) へ |
| ②4週8休 | | |
| ③4週6休 | | |
| ④4週4休 | | |
| ⑤4週4休未満 | | |

回 答 : _____

(2) 計画的に週休2日及び4週8休が確保できていますか。

- | | | |
|---------------|---|---------|
| ①確保できている。 | } | → (3) へ |
| ②おおむね確保できている。 | | |
| ③確保できていない。 | | |

回 答 : _____

(3) 週休2日及び4週8休が確保できない理由は何ですか。

(自由記載)

3 試行工事の実施について

(1) 今回の試行工事について達成できた状況を教えてください。

- | | | |
|-----------|---|---------|
| ①完全達成 | } | → (2) へ |
| ②7～9割程度 | | |
| ③4～6割程度 | | |
| ④1～3割程度 | | |
| ⑤全くできなかった | | |

回 答 : _____

(2) 達成できた要因は何ですか。

(自由記載)

(3) 達成できなかった要因は何ですか。

--

(4) 試行工事の工期設定はどうでしたか。

①適切である。

②余裕がある。

③不足する。 → (5) へ

回 答 : _____

(5) 不足する理由及び不足日数を教えてください。

(自由記載)

--

不足日数	
------	--

4 「週休2日制」にするための方策

※「週休2日制」とは、週のうち土曜日及び日曜日を休工日とする制度。

(1) 「週休2日制」を確保する上で、発注者に求めることはなんですか。

(自由記載)

--

(2) その他「週休2日制」を導入することに関して、現場や体制上の課題や不安
はありますか。

(自由記載)

--

番 号
年 月 日

(契約の相手方)

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇森林管理署長 〇〇 〇〇

森林土木工事における週休2日の取組実績証明書（通知）

貴社が受注した下記の工事について、週休2日の取組状況を確認した結果、4週6休以上の現場閉所（休日確保）を達成したことを確認したので通知します。

記

- 1 工事名 〇〇〇〇工事
- 2 工 期 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
- 3 週休2日の取組結果
4週〇休（〇％）以上4週〇休（〇％）未満^{【注】}を達成（括弧内は現場閉所率又は休日率）

【注】 下線部には、次の週休2日の取組状況のうち該当するものを記載する。

- ・ 4週8休（28.5％）以上
- ・ 4週7休（25.0％）以上4週8休（28.5％）未満
- ・ 4週6休（21.4％）以上4週7休（25.0％）未満